

12月は STOP滞納!! 県下一斉徴収強化月間

～忘れていませんか納税を～

上毛町では、福岡県地方税収対策本部及び県内市町村と連携し、12月を「県下一斉徴収強化月間」と位置づけ、県下一斉に徴収対策を強化するとともに、納税推進に向けた広報など様々な取組を行います。

この取組は、滞納者に対する差押えなどの滞納処分を進めるとともに、住民の皆さまの納税及び徴収への理解を促進し、新たな滞納の防止を図ることで、個人住民税をはじめとする地方税の徴収率の向上と滞納の縮減を目的としたものです。



●問い合わせ先
税務課 税務係 TEL 72-3113(内線130)

行橋税務署からのお知らせ 税務署へ確定申告書を提出される方へ

確定申告にはご自宅からパソコン・スマートフォンでご利用いただけるe-Taxが便利です。感染防止の観点からも、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。

e-Taxの送信方法は2通り

①マイナンバーカードを使って送信

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォンまたはICカードリーダーライター」を用意してe-Taxで送信!

②IDとパスワードで送信

最寄りの税務署でID・パスワードを取得してe-Taxで送信!

※ID・パスワードの取得を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

※ID・パスワード方式は、暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。詳しくは下記までお問い合わせください。

●問い合わせ先
行橋税務署 個人課税第一部門 TEL 0930-23-0580
※税務署の電話番号におかけしていただいた後、自動音声にしたがって「2」を選択してください。

町営住宅入居者募集について

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。入居を希望される方は期限内にお申し込みください。

団地名・場所	緒方団地(上毛町大字緒方387番地1) 1戸
募集戸数	新池団地(上毛町大字垂水1764番地) 1戸
家賃	所定の算出方式による
入居予定日	1月1日(金)

■入居者の決定方法 選考または抽選
■申込受付期間 12月1日(火)～15日(火)
8:30～17:15(土・日・祝を除く)

■入居者資格
(上毛町営住宅条例第5条及び第6条、同条例施行規則第2条による)

1. 現に同居し、または同居しようとする親族があること。
※収入月額とは同居しようとする世帯全員の所得合計額から扶養家族の諸控除を差引き後の金額の1/2分の1です。
2. 収入月額が158,000円以下であること。
3. 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
4. 国税、地方税等を滞納していない者であること。
5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
(同居または同居しようとする親族も含む。)

●申し込み・問い合わせ先
住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線142)

証明書コンビニ交付サービス 一時休止のお知らせ

システム保守点検のため、次の日程で証明書コンビニ交付サービスを一時休止します。

休止時間帯は、コンビニで住民票などの証明書を取得できませんので、ご了承ください。

■休止時間
12月29日(火)～1月3日(日)の終日

●問い合わせ先
住民課 生活窓口係 TEL 72-3116(内線144、145)

県税事務所休日開庁のお知らせ

県税の納付のほか納税相談などもできます。どうぞご利用ください

■開庁日時
12月13日(日)8:30～17:00

●問い合わせ先
行橋県税事務所 収税課 TEL 0930-23-2258

令和3年 上毛町成人式

令和3年上毛町成人式は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から参加対象者を限定するなど、感染症対策を講じた上で開催します。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症拡大状況などにより、成人式が中止となる場合もあります。その際は、参加対象者に別途お知らせします。

1月4日(月) げんきの杜 多目的ホール

- ◎ 10:00～受付
- ◎ 10:30～式典
- ◎ 11:00～記念講演

※当日「げんきの杜」への入館は、新成人及び関係者のみとなり、一般の方(保護者を含む)は入館できません。

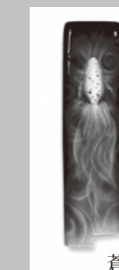
講師 現代美術作家 深堀 隆介氏

演題 金魚に救われて

*住民票を他市町村に移している方も参加できますので、出席案内が届いていない方は12月4日(金)までに連絡ください。

●問い合わせ先 上毛町教育委員会 教務課 社会教育係 TEL 72-3165(内線174)

深堀 隆介 Fukahori Riusuke
現代美術作家



蒼鬼



金魚酒 命名 夕雜



©Photo by Masaru YAGI

■これまでの主な活動または略歴

1973年愛知県生まれ。
1995年愛知県立芸術大学美術学部デザイン・工芸専攻学科卒業。1999年退職しアーティストとして独立。
2000年制作に行き詰まり、作家を辞めようとした時に部屋の1匹の金魚を見て開眼し、金魚の作品を作り始める(金魚救い)。
2002年透明樹脂に直接絵を描く新しい絵画技法・減面積層絵画(2.5D Painting)を考案し発表する。
2003年代表作「金魚酒」がターナー・アクリル・アワード今井祝雄賞を受賞。
2006年岡本太郎現代美術大賞展入選。
2007年横浜市に「金魚養画場」を開設。
2009年頃からドイツ、イギリス、香港など海外のギャラリーで個展。
2013年からニューヨーク・Joshua Liner Galleryにて個展。
2018年自身初の公立美術館にて大規模な個展「平成しんちう屋」を開催。平塚市美術館、刈谷市美術館など全国を巡回する。現在、横浜美術大学客員教授、愛知県弥富市広報大使。

今冬の省エネルギーの取組について

経済産業省から今冬の省エネルギーの取組について、「近年、我が国のエネルギー消費量は減少傾向にあるものの、オイルショック以降、エネルギー消費量が大幅に増加した家庭・業務部門をはじめとして、各部門それぞれ更なる省エネルギーの取組が必要である。大半の化石エネルギーを海外からの輸入に依存する我が国においては、エネルギー消費効率の向上を徹底して進め、エネルギー価格の変動等に柔軟に対応できる経済社会を築く必要がある。さらに、世界は地球温暖化という共通の課題に直面しており、これらの解決に向けて、国内外のエネルギー消費効率の改善を一層促進することも必要である。」と発表されています。

このため、住民の皆様においては、新型コロナウイルス感染症対策に留意しながら、エアコンの温度調整や待機電力の削減、不要な照明を消すなど、現在定着している節電の取り組みを維持し、エネルギー・電力の効率的な利用にご協力をお願いします。

役場庁舎においても、随時、換気を実施しながら、エアコンや照明などの対策を行っていますので、ご理解とご協力をお願いします。

●問い合わせ先
住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)

不法投棄は重罪です! 絶対にしてはいけません!!

不法投棄は、単に美観を損ねるだけでなく、不衛生で危険な生活環境を生み出し、地域の生態系に悪影響を与えます。将来を担う子どもたちのためにも、モラルと責任を持ってルールを守り、美しい上毛町をつくりましょう。

また、不法投棄は違反者に「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金」が科せられる重罪です。不審な人や車両を見かけた場合は、住民課住民福祉係または豊前警察署まで連絡をお願いします。



▲家庭ごみの不法投棄

●問い合わせ先
住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)
豊前警察署生活安全課防犯係 TEL 82-0110